

**鎌倉プライエムきしろ**  
**短期入所（共生型） 重要事項説明書**

**1 法人の概要**

法人の名称	社会福祉法人きしろ社会事業会	
代表者・職氏名	理事長 田尻 充	
法人の所在地	鎌倉市坂ノ下3 1 番5号	
電話番号	0467-22-5539	Fax番号 0467-25-3922
認可年月日	昭和43年3月7日	
運営する主な他の事業所・サービス内容	軽費老人ホーム「きしろホーム」 特別養護老人ホーム「稲村ガ崎きしろ」 二階堂デイサービスセンター 地域包括支援センター「きしろ」「鎌倉きしろ」 みちテラス	
	URL: <a href="http://www.kishiro.or.jp/">http://www.kishiro.or.jp/</a>	
	E mail: <a href="mailto:corp-nq@kishiro.or.jp">corp-nq@kishiro.or.jp</a>	

**2 法人理念**

「ずっとじぶんの道をゆく」

利用者様への誓い

ご本人の意思を尊重し、その人らしく生きられる場所をつくります。  
私たちに求められているケアは、どのようなものか。それを、利用者様やご家族との対話を通して理解し、日々実践していきます。また、利用者様一人ひとりの個性を尊重し、これまで通り、じぶんらしく今を生き、未来に希望が持てる場所をつくります。

地域社会への誓い

鎌倉に、「きしろ」という拠り所をつくります。  
社会福祉法人として、鎌倉という地域にどのように貢献できるのか。広くアンテナを張り、行政や他の社会福祉法人、様々な企業・団体と力を合わせ、地域の発展に努めます。また、地域の皆様との交流の中で信頼関係を築き、どんな時も頼りにされる社会福祉法人を目指します。

職員への誓い

個性を活かし、のびのびと働ける職場環境を整えます。  
職員が自ら考え、決定し、実践する。一人ひとりの職員の想いを大切に、自由闊達なアイデアが生まれる風土を育みます。また、それぞれの個性や特技を活かし、いきいきと力を発揮できるケアの形を模索します。ワークライフバランスにも配慮し、職員のじぶんらしい生き方を支えます。

### 3 事業所の概要

事業所名	鎌倉プライエムきしろ
事業所の所在地	〒247-0075 鎌倉市関谷1781
電話番号	0467-48-2101 Fax番号 0467-48-2105
事業者指定年月日	令和4年11月1日
事業者指定番号	1412101279
併設サービス	指定介護老人福祉施設 指定通所介護事業（予防） 指定居宅介護支援事業（予防） 生活介護（共生型） 指定特定相談支援事業
管理者名	白男川 拓
入所定員	20名
施設の目的	障害者総合支援法等及び関係法令に基づき、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活の継続を念頭に置いてサービスを提供します。また、利用者同士が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう障害サービスを提供します。

### 4 交通案内

- ・施設までの送迎バスがあります。JR「大船駅」下車、西口方面（大船観音）バス乗降場沿いに直進すると、エレベーター横に乗車場あります。
- ・JR「藤沢駅」下車、「さいか屋」横バス停戸塚行きにて「諏訪神社下車」、徒歩5分。
- ・JR「大船駅」下車バス停藤沢行きにて「島ノ神」下車、徒歩13分。

### 5 設備

- ・当施設では以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考	
個室（1人部屋）	6室	2階0室	3階6室
2人部屋	27室	2階15室	3階12室
4人部屋	10室	2階5室	3階5室
合計	43室		
食堂（共同生活室）	4箇所		
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽・一般浴	
医務室	1室		

- ・居室等に関する特記事項

トイレについては、各階にトイレ及び車椅子用トイレが設けてあります。個室と個室の間にもトイレが設けてあります。

居室等に関する消防設備

- ・居室及びトイレにスプリンクラー設置

居室等に関する空調設備

- ・全室に冷暖房及び換気設備あり

居室に関する変更

- ・ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者およびご家族と協議のうえ決定するものとします。
- ・ご利用者から居室の変更希望の申込があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を判断します。

## 6 事業所の職員体制

当施設では、利用者に対して短期入所（共生型）サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。介護老人福祉施設の入居定員80名、短期入所（共生型）の定員20床について一体的に運営しており指定基準を遵守します。

主な職員の配置状況※職員の配置については、指定基準を遵守しています

職種	施設	
	指定介護老人福祉施設・短期入所生活介護	
	常勤換算	指定基準
① 管理者	1名	1名
② 医師	1名	必要数
③ 生活相談員	1名	1名
④ 介護支援専門員	1名	1名
⑤ 看護職員	3名	3名
⑥ 介護職員	34名	34名
⑦ 栄養士（管理）	1名	1名
⑧ 機能訓練指導員	1名	1名
⑨ 事務員	1名	1名

（※介護老人福祉施設80名 短期入所生活介護（共生型）20名）

※常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務時間数の総数を、当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週37.5時間）で除した数です。

## 7 主な職員の勤務体制

※土日祝は下記と異なる場合があります

職 種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 非常勤
2. 介護職員	早番 7：30～16：00
	日勤 10：00～18：30
	遅番 11：00～19：30
	夜勤 17：00～10：00
3. 看護職員	日勤 8：30～17：00
	遅番 9：45～18：15

4. 生活相談員・介護支援専門員 事務員	日勤 9:00~17:30
-------------------------	---------------

## 8 施設サービスの概要

短期入所（共生型）サービスは、個別の短期入所（共生型）サービス計画（ケアプラン）に沿って提供いたします。計画を作成する際に利用者及びご家族の要望等をお伺いし、サービス等利用計画にそって施設サービス計画書を作成、交付いたします。また、作成した短期入所（共生型）サービス計画につきましては定期的に見直しを行ないます。

- ・食 事 朝食7時45分 昼食11時45分 夕食17時45分
- ・入 浴 一般浴 中間浴 特殊浴 週あたりの回数 2回  
入浴ができない場合は、状態により清拭等を行ないます。
- ・排泄介助 その方の身体状況により、また個人のプライバシーを尊重し援助方法と排泄用具の種別等の検討を行い対応します。
- ・健康管理 医師や看護職員が健康管理をおこないます。
- ・栄養管理 栄養管理並びに身体の状況及び嗜好に沿った食事を提供します。
- ・口腔衛生の管理 ご利用者の健康状態に応じた口腔衛生の管理をおこないます。

## 9 利用者負担金

- ・介護報酬に係わる費用 (利用者負担1割) 別添  
基本報酬に応じたサービス利用料金から、介護給付費を除いた金額が（自己負担額）となります。
- ・運営規程に定めた「その他の費用」 (利用者負担10割) 別添
- ・食費 1日あたり1,940円が基準額となります。  
朝食：510円（食材料費 221円）  
昼食：770円（食材料費 446円）  
夕食：660円（食材料費 336円）
- ・水道光熱費  
水道光熱費 実費相当額／1泊

前項の料金・費用は、1か月ごとに計算し請求します。料金のお支払いについては自動引き落としとなります。手続き完了までの間は、下記の口座へ入金をお願いいたします。

指定口座への振込み	スルガ銀行 鎌倉支店 普通預金 1521509 社会福祉法人きしろ社会事業会 理事長 田尻 充
-----------	--

※指定口座の振り込み手数料は、ご利用者の負担となります。

## 10 送迎の実施地域について

事業の送迎範囲は、鎌倉市全域・逗子市・藤沢市・横浜市戸塚区となります。範囲以外の送迎については、実費相当の費用を負担していただく場合があります。

## 11 損害賠償について

当施設において、施設の責務によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約書第16条2により、施設は損害賠償責任を減じる場合があります。

○ 損害補償保険加入 (株)あいおいニッセイ同和損害保険

## 12 施設の入居及び利用にあたっての留意事項

### (1) 持ち込みの制限

危険物やライター等は持ち込みできません。(喫煙時使用のライター等は預かります) 持ち物の収納は使用される居室内と限られているため、大量の持ち込みは御遠慮ください。また避難口となる居室内の窓付近には物品等は置かないようご協力ください。面会などで嗜好品や身の回りの品を置いていかれる場合は職員にお声かけ頂くようお願いいたします。

### (2) 面 会

事務受付の面会簿に記入し、面会証を身に付けてお上がりください。面会時間は9時~17時までとなります。

また、感染症予防対策により館内立入及び面会の制限を行なう場合があります。

### (3) 外 出

施設行事等で外出する場合は施設職員が付き添いますが、それ以外の外出等は必ずご家族同伴でお出かけください。

### (4) 禁止事項

- ・他人への宗教活動、政治活動、営利活動を禁止いたします。ご利用者同士の金品のやりとりを禁止いたします。職員への心づけ等もご遠慮願います。
- ・屋内での携帯電話の使用は禁止しておりませんが、ペースメーカー使用者の利用がある場合は安全のため使用を制限させて頂くことがあります。
- ・その他、他者への迷惑行為やカスタマーハラスメント・パワーハラスメントを禁止とさせていただきます。施設から改善を求めた場合でも、その改善がみられない場合には、契約書第21条5項に基づき対応します。

### 13 サービス利用の中止・変更について

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービス利用を中止又は変更を行う場合、ご利用予定日の前々日までにお申し出ください。

また、サービス利用日の変更・追加の申し出に対して、事業所の状況により希望に沿えない場合があります。

### 14 医療について

#### ① 協力医療機関

医療機関の名称	湘南記念病院
所在地	神奈川県鎌倉市笛田2-2-60 0467-32-3456
診療科	内科、外科、循環器科、呼吸器科、泌尿器科、皮膚科、婦人科 整形外科、形成外科、消化器科、リハビリテーション科 各種市民検診指定、各種健康診断

#### ② 施設の嘱託医

医師名	森 靖博 石毛 なるみ (大船クリニック)
勤務時間	週1日 月曜日 13:00~15:00
内容	入居者の健康管理

#### ③ ご利用者のかかりつけ医療機関

医療機関の名称 \_\_\_\_\_  
医師名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

#### ④ 緊急の場合の指定医療機関

医療機関の名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

#### ⑤ 緊急連絡先

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_ 携帯電話 ( ) \_\_\_\_\_  
会社名 \_\_\_\_\_ 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

## 15 相談窓口（苦情相談）について

- (1) サービスに関するご相談につきましては下記の窓口で対応し、施設において協議し、迅速かつ誠実に対応いたします。

責任者 施設長 白男川 拓  
受付担当者 相談員 大垣 佑輔 堀 英継  
連絡先 0467-48-2101  
対応時間 午前9:00～午後5:30

- (2) 行政機関等の受付

鎌倉市障害福祉課	障害福祉課 0467-61-3975
かながわ福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 045-311-8861
神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部高齢福祉課	障害福祉課事業支援グループ 045-210-4732

- (3) 第三者委員においてもご相談ができます

折田 忠温	電話番号 045-852-5336
井上 政江	電話番号 046-881-6700
平本 邦夫	電話番号 0467-24-0844

## 16 緊急時における対応について

サービスの提供中に、ご利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡します。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を行います。

## 17 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。
- (2) ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、状況を報告します。
- (3) 医療機関等への受診及び救急搬送をした場合には、保険者への事故報告書を提出します。また、発生した事故の程度に係わらず、原因及び想定される要因等の究明を行ない、予防策を立てるとともに、その内容についてご利用者及びご家族へ説明します。

## 18 身体的拘束等の適性化の取り組みについて

サービスの提供にあたっては、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他ご利用の行動を制限する行為は行ないません。やむを得ず身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

## 19 虐待防止に関する取り組みについて

サービスの提供にあたっては、ご入居者の人権擁護、虐待の発生または再発を防止するための取り組みを実施します。

また、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（ご入居者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかに市町村へ報告します。

## 20 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) ご利用者から予め文章で同意を得ない限り、外部関係者等との会議等においてご利用者の個人情報を用いません。またご利用者のご家族等の個人情報についても、予め同意を得ない限り個人情報を用いません。
- (2) ご利用者又はそのご家族等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか電磁的記録を含む。）については、管理者の注意義務を持って管理し又は処分の際にも第三者への遺漏を防止するものとし、

## 21 非常時災害対策について

非常災害に備えて、消防・風水害・地震等の災害に対処する計画を作成し、年2回定期的に避難・救出および必要な訓練を実施します。

## 22 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスを継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、研修および訓練を定期的実施します。

## 23 情報の開示について

施設は、介護及び看護におけるサービス提供を完結した後、5年間はこれを適正に保存し、ご利用者又はそのご家族の求めに応じ、その写しを交付します。介護サービス提供の経過記録などの利用者の記録等につきましては、身元保証人の申し出があればいつでも閲覧等できます。



説明確認欄

令和 年 月 日

サービス契約にあたり、重要事項について説明し、書面を交付しました。

事業者

所在地 鎌倉市関谷 1 7 8 1

名 称 鎌倉プライエムきしろ

説明者 \_\_\_\_\_ (印)

サービス契約にあたり、上記のとおり説明を受け同意の上、書面の交付を受けました。

入居者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

身元保証人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

令和7年4月1日現在

短期入所（共生型） 鎌倉プライエムきしろ料金表

1 介護報酬に係わる費用（利用者負担1割）及び食費、光熱水費

項目	金額（単位）	内容
① 基本額	共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ） 784単位	共生型サービスのみ利用した場合のサービス費 1日あたり
	共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ） 240単位	別に日中活動系サービスを利用した後に利用した場合のサービス費 1日あたり
② 加算額	送迎加算 186単位	片道につき（1回）
	短期利用加算 30単位	1日につき（利用開始から30日）
	常勤看護職員等配置加算 4単位	1日につき
	栄養士配置加算（Ⅰ） 22単位	1日につき
	食事提供体制加算 48単位	1日につき
	緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 270単位	1日につき
	利用者負担額上限管理加算 150単位	1月につき
③ 自己負担額	（①＋②）×10.90円を計算した合計額の10%（合計額から90%を引いた額）	
④ 光熱水費	実費相当分（1泊あたり） 500円（前年度実績）	

※単位（円）

※③（1割負担）＋④（食費、光熱水費）×1日（利用日数）＝支払い合計額となります。

※④光熱水費については、毎年実績をもとに改定します。

料金参照表（概算）＜短期入所（共生型）＞

（1日あたり）令和7年4月1日現在

サービス内容	レ	
共生型短期入所（福祉型）サービス費(I)		共生型サービスのみ利用した場合のサービス費
1.サービス料金（円）		11,706
2.給付額（円）		10,535
<b>3.自己負担額(円) ※1割</b>		<b>1,171</b>
共生型短期入所（福祉型）サービス費(II)		別に日中活動系サービスを利用した後に利用した場合のサービス費
4.サービス料金（円）		5,777
5.給付額（円）		5,199
<b>6.自己負担額(円) ※1割</b>		<b>578</b>
7.送迎加算	レ	186単位（以下「単位」）
8.短期利用加算	レ	30
9.常勤看護職員等配置加算	レ	4
10.栄養士配置加算	レ	22
11.食事提供体制加算	レ	48
12.緊急短期入所受入加算（I）		270
13.利用者負担額上限管理加算		150
<b>14.光熱水費</b>	レ	<b>500円</b>
<b>12.自己負担額合計（3もしくは6）×1日（利用日数）+14（日数）=1ヶ月の支払い合計額</b>		

※各該当欄にチェックを入れ、利用者負担額を合計します（単位：円）

3及び6の自己負担額については、 チェックの項目を含めた標準的な負担額です。

### 別添「その他の費用」

サービスの種別	内 容	自己負担額
理美容	理容・美容ともに月1回、実施しております。（選択制）	実費をご負担していただくことになります。
レクリエーション行事	季節行事についての費用・レクリエーション及び、クラブ等の材料費。（選択制）	実費をご負担していただくことになります。
特別な食事	施設で提供する給食以外、個別に提供する食事。（選択制）	希望種別により、自己負担となります。

### その他の保険外サービスの費用

サービス種別	内 容	自己負担額
通院送迎	医療機関等への通院時の送迎について	原則、ご家族の負担となります。
通院時付添い	医療機関等への通院の際の付添いについて	原則、ご家族の対応となります。

料金参照表(概算)＜共生型短期入所＞

(1日あたり)令和7年4月1日現在

項 目	減額ありの方				基準額
	朝食	昼食	夕食	1日	
食材費(減額ありの方)	221	420	336	977	1,940
光熱水費				500	500
食材費と光熱水費の合計(1日あたり)	221	420	336	② 1,477	③ 2,440
福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)					
1割 ①	1,171				
合計(減額ありの方) ①+②	2,648				
合計(基準額の方) ①+③	3,611				
福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)					
1割 ①	578				
合計(減額ありの方) ①+②	2,055				
合計(基準額の方) ①+③	3,018				

(単位:円)

(注) 合計は、1日あたりの金額となり、1割+食費(食材費)+高熱水費となります。